

肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の制度改正について

1 概要

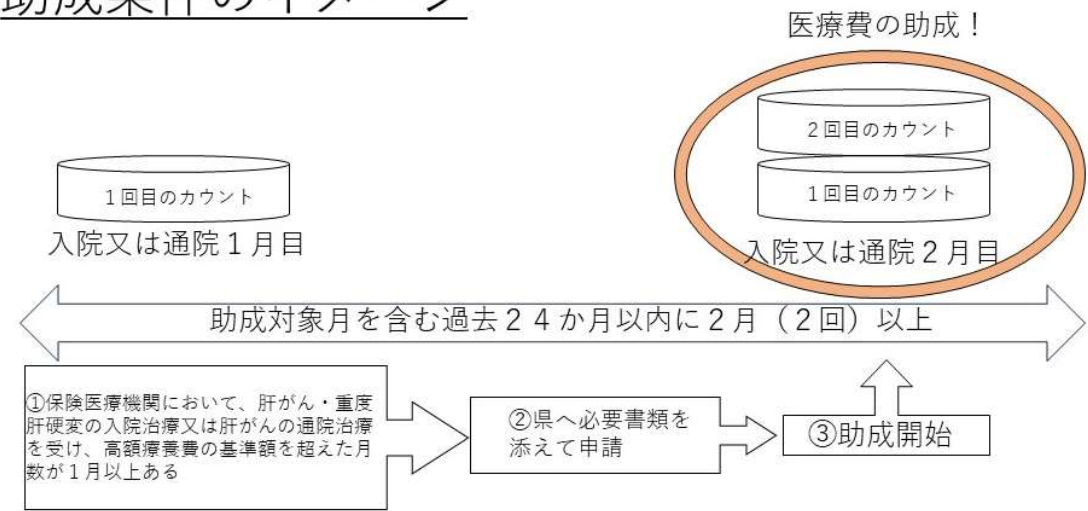
B型・C型肝炎ウイルスに起因する肝がん・重度肝硬変患者の入院又は通院医療の一部において、自己負担額が高額療養費の基準額を超えた月が過去24月で1月以上ある場合に、2月目以降に係る医療費の自己負担額の一部を助成する。
(改正前は過去12月で2月以上ある場合に、3月目以降であった。)

2 参加者証交付実績

年度	合計	新規	更新
H30	1	1	—
R元	3	2	1
R2	1	1	1
R3	1	0	1
R4	6	5	1
R5	3	2	1
R6	6	5	1

(※R6年度については、11月末時点)

助成条件のイメージ



3 その他

秋田県健康づくり審議会 感染症対策分科会 肝疾患対策部会・・・令和7年1月28日開催予定